

令和6年度 地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助金 審査要領

(目的)

第1 本要領は、地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）及び地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助金公募要領（以下、「公募要領」という。）の規定に基づき、補助事業の採否を決定するために行う審査について、必要な事項を定めるものである。

(補助事業者の要件)

第2 以下の全てを満たす補助事業者からの申請内容について、厳正な審査を行い、採択候補者を決定するものとする。

(1) 補助事業者

岩手県内の市町村

(2) 実施しようとする補助事業の目的・内容

ア 市町村区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出量の削減等を行うため、地方公共団体実行計画（区域施策編）等を定めることを目的としたものであること。

イ 本補助事業の内容が、公募要領2（1）に掲げるものであること。

(審査委員会)

第3 第2に定める審査に当たり、審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会の設置については、別途定める。

3 委員会は、別表に定める審査項目に基づき審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

(委員会の審査方法及び県への報告方法)

第4 委員会による審査は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）から提出された事業計画書について、別表に掲げる審査項目及び審査観点に基づき行うものとする。

2 委員会の委員は、審査項目ごとに評価を行い、審査票に評点を記入するものとする。

3 委員会の委員は、別表各項目に係る審査を行い、それを合計した総得点により順位を決定するものとする。

なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、市町村の財政力指数を勘案し、委員会において合意のうえ順位を決定するものとする。

4 申請者が1者のみであった場合でも委員会において審査を行い、採択候補者としてふさわしいか否かを評価する。

5 委員会は、順位に関わらず、いずれの申請も採択候補者としてふさわしくないと認められる場合には、その旨の評価を付すこととする。

6 委員会は、審査結果の報告に当たり、事業の実施に関する意見を付すことができる。

別表

審査項目	審査観点	配点
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 基礎情報の収集・現状分析について、適切な方法で行われるとともに、2050年度の温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けて解決すべき地域の自然的・経済的・社会的課題を把握する内容となっているか。 地域課題の解決を含めた施策の検討を行う内容となっているか。 温室効果ガス排出量や再生可能エネルギー導入量等の将来推計について、より説得力のある推計となるための工夫がなされているか。 	25
実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業を的確に遂行するに足る実施体制及び管理体制を有しているか。 地方公共団体実行計画（区域施策編）等の策定又は改訂のための具体的かつ実現可能なスケジュールが示されているか。 計画等の策定又は改訂後に、地域一体となって脱炭素を推進していくために、有効と考えられる実現性の高い取組が検討される内容となっているか。 	20
モデル性	<ul style="list-style-type: none"> 策定又は改訂予定の地方公共団体実行計画（区域施策編）等は、今後、県内において展開すべきモデル性を有しているか。 	5
合計		50

※ 評点については以下のとおり。

非常に優れている	優れている	妥当である	物足りない	不十分である
25点				0点
20点				0点
5点				0点

※ 採択候補者として必要な水準は、合計点が概ね5割以上とする。